

令和8年1月28日

北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会

委員長 田代高章様

笠松小学校区適正配置検討地域協議会

会長 高橋剛

笠松小学校区適正配置検討地域協議会の報告について（~~中間~~結果）

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、令和7年12月19日現在協議がまとまりましたので、次のとおり報告いたします。

記

- 1 進捗状況 ~~協議中~~協議終了
- 2 協議内容 別紙「笠松小学校区適正配置検討地域協議会の協議結果について」  
のとおり

事務局 和賀地区自治協議会  
担当 藤原 真己  
電話 0197-72-2215



## 笠松小学校区適正配置検討地域協議会の協議結果について

笠松小学校区適正配置検討地域協議会では令和7年8月8日からこれまで3回の会議を開催し、笠松小学校の今後のあり方について、検討を重ねてまいりました。

この度、笠松小学校区適正配置検討地域協議会での意見を取りまとめましたので、次のとおり協議結果を提出します。

### 記

#### 1 結論

地域協議会としては、「他校との統合を希望する」ことを結論とします。

#### 2 背景

- ・北上市教育委員会の示す出生数から予測される児童数によると、笠松小学校は令和12年度に複式学級となる。
- ・その後年においても複式学級が継続する見込みであり、令和7年時点で79名の児童は、令和12年度には46名まで減少する。
- ・現学校の教育に大きな課題や不満を感じているわけではないが、運動会や行事だけでなく、体育・音楽などの集団学習の実施に制約が生じる等、今後複式学級で生じる教育的デメリットにより子ども達の発達へ影響することを懸念する。

#### 3 協議会の考え方

児童の教育環境を維持するため、他校との統合を進めることが最善と判断した。

#### 4 統合に関する条件

- (1) 中学校が一緒になる和賀西小学校との統合を第一に検討すること。
- (2) 通学時間は30分を目安とし、スクールバスを積極的に導入すること。
- (3) 子どもへの心身の影響を最小限にするため、事前交流（授業・イベント）を積極的に実施すること。
- (4) 統合後のPTAには統合校同士の保護者を役員とするなど、両校の保護者間の

コミュニケーションが円滑に進むよう配慮すること。

- (5) 地域との地域学習やコミュニティスクールの取り組みは継続すること。
- (6) 学童保育は現利用者が継続できる体制を整備すること。
- (7) 統合後の廃校活用については、地域と協議し、決定していくこと。

## 5 提言

複式学級が生じ、継続する見込みであることから、児童の教育的な観点から考え、統合を希望するものである。地域の将来を担う子ども達を育てるための前向きな選択と考える。

笠松小学校区適正配置検討地域協議会委員名簿

No.	氏名	所属等
1	高階祥平	ふたば認定こども園横川目こども園
2	鈴木麻衣子	ふたば認定こども園横川目こども園
3	菊池 聡	笠松小PTA
4	高橋智穂子	笠松小PTA
5	高橋由香	笠松小PTA
6	佐藤美和子	笠松小PTA
7	泉 祐太	笠松小PTA
8	小原富太	笠松小PTA
9	高橋愛美	和賀西中PTA
10	小原直美	和賀西中PTA
11	佐々木加代子	和賀西中PTA
12	小原康史	横川目4区自治会
13	名須川幸男	横川目5区自治会
14	高橋 剛	竪川目区自治会
15	石川宏幸	学校運営協議会
16	照井和仁	学校運営協議会
17	黒澤和則	笠松小学校長



## 笠松小学校区適正配置検討地域協議会設置要領

### (設置)

第1 きたかみの未来を創る教育のあり方を実現するため、笠松小学校区適正配置検討地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を検討委員会に意見書を提出するものとする。

- (1) 笠松小学校区の子ども達を取り巻く教育環境について、現状把握を行い、持続的で適正な教育環境の実現に課題が生じる場合は、その解決に関すること。
- (2) 笠松小学校区の学校適正配置に関すること。

### (組織)

第3 協議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 笠松小学校区内の未就学児保護者 2 人
- (2) 小学校児童保護者 6 人
- (3) 中学校生徒保護者 3 人
- (4) 笠松小学校区の地域づくり組織関係者 3 人
- (5) 笠松小学校区の地域教育関係者 2 人
- (6) 市立学校長 1 人

### (任期)

第4 委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員の退職等により欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長を各 1 名置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、和賀地区自治協議会において処理する。

(補則)

第8 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

1 この要領は令和7年5月30日から施行する。